

## 業務の範囲に関する主な検討項目

項 目	専門部会検討結果
業務の範囲	「基本方針」で想定する業務の範囲に同じ

## 【定款記載例】

## (業務の範囲)

第 条 法人は、次に掲げる業務を行う。

- 一 大学を設置し、これを管理すること。
- 二 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- 三 この法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他この法人以外の者と連携して教育研究活動を行うこと。
- 四 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- 五 大学における教育研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- 六 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

## 業務の範囲

### 1 制度の概要

- ・法人の業務は、大学の設置及び管理並びにこれに附帯する業務である。
- ・法人は、大学の設置及び管理並びにこれに附帯する業務以外の業務を行うことができない。

地方独立行政法人法

§ 21

§ 70

<地方独立行政法人法>

第21条 地方独立行政法人は、次に掲げる業務のうち定款で定めるものを行う。

- 一 試験研究を行うこと。
- 二 大学の設置及び管理を行うこと。
- 三 主として事業の経費を当該事業の経営に伴う収入をもって充てる事業で、次に掲げるものを経営すること。  
イ～リ 略
- 四 社会福祉事業を經營すること。
- 五 公共的な施設で政令で定めるものの設置及び管理を行うこと（前三号に掲げるものを除く。）
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第70条 公立大学法人は、第21条第2号に掲げる業務及びこれに附帯する業務以外の業務を行ってはならない。

### 2 国立大学法人の状況

- ・国立大学法人の業務は、次のとおり。

国立大学を設置し、これを運営すること。

学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。

当該国立大学法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施

その他の当該国立大学法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。

公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。

当該国立大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。

当該国立大学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に出資すること。

前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

国立大学法人法

§ 22

### 3 宮城大学の法人化基本方針

- ・法人の業務は、大学の設置・管理を行うこと及びこれに附帯する業務のみを行うものであるが、業務の執行に関する必要な事項については、定款及び業務方法書等への記載方法も含め、検討を行う。

〔想定される業務内容〕

- イ 大学を設置し、これを管理すること。
- ロ 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- ハ この法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他この法人以外の者と連携して教育研究活動を行うこと。
- ニ 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- ホ 大学における教育研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- ヘ 前各号の業務に附帯する業務を行うこと

基本方針

第2,1(12)

### 4 先行法人の状況

区 分	法 人 数
大学を設置し、これを管理すること	3 2 法人
学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと	3 2 法人
法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他この法人以外の者と連携して教育研究活動を行うこと	3 2 法人
公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること / 地域の生涯学習に資する学習の機会を提供すること	3 2 法人
大学における教育研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること / 法人における教育研究成果の普及及び活用を通じ、地域社会及び国際社会に貢献すること	3 2 法人
前各号の業務に附帯する業務を行うこと	3 2 法人
高度で先進的な医療を提供するとともに、地域の保健医療の充実発展に寄与する活動を行うこと	1 法人
多様な医療従事者に対し研修や研究の機会を提供することにより高度で専門的な人材の育成を行うこと	1 法人